

令和4年10月17日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
電気通信室 課長補佐

マスクの着用に関するリーフレットについて（周知依頼）

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（別添1）のとおり、マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）周知依頼がありましたので、貴会会員企業等に対して、広く周知いただけますようお願い申し上げます。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」

（別添2）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡

「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」

（別添2別紙）リーフレット「マスクの着用について」 （日本語版）

厚生労働省の事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」に関し、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和4年10月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より別添のとおり、「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日付け事務連絡）が各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て発出されているところです。

当該事務連絡では、更なる周知のため、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はないものの、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを作成し、お示ししております。

各府省庁におかれましては、別添事務連絡について、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

【周知に関する問い合わせ】  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）

事務連絡  
令和4年10月14日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてのマスクの着用については、「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」（令和4年5月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び子ども家庭局事務連絡）において、マスクの着用の考え方についてのリーフレットをお示しし、その周知をお願いしていたところです。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はありませんが、更なる周知のため、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを別紙のとおり作成しましたので、内容について御了知の上、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。なお、周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。

また、本年10月11日からの入国制限等の見直しにより、外国より来日される方が増えることも考えられ、別添のとおり英語版のリーフレットも作成しておりますので、外国人の方が多く利用される場所に掲示するなど、御活用いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

# マスクの着用について

マスクについては、**場面に応じた適切な着脱**をお願いします。

## 屋外

季節を問わず、  
マスク着用は**原則不要**です。



人との距離(めやす2m)が保てず、  
会話をする場合は着用をお願いします。



徒歩や自転車での通勤・通学など、人とすれ違う時も不要



距離を保って、会話をする際はマスクは不要

## 屋内

距離が確保でき 会話を  
ほとんど行わない場合をのぞき、  
**マスクの着用をお願いします。**



マスク着用推奨



十分な換気など感染防止対策  
を講じている場合は外すことも可

マスク着用推奨



距離が確保できず、  
会話をする時は着用



人との距離(めやす2m)が保てて、会話を  
ほとんど行わない場合は着用の必要ありません。

**基本的な感染対策はメリハリをつけましょう。**  
高齢の方に会う時、病院に行く時、通勤ラッシュ時や  
人混みの中ではマスクを着用しましょう。

